

障害学生支援

障害学生支援委員会は、障害のある学生の修学を支援し、修学環境を整備するための業務を行っている。

1. 授業受講に関する支援

修学上の合理的配慮に関わる申請書を提出した学生を対象に、各学期の授業開講前に履修登録を確認し、学生が受講する授業科目担当者に「学生への支援について」を配布し、授業で配慮していただきたい具体的な支援の依頼（例：教室変更、座席位置の配慮、ICレコーダー使用の許可等）を行っている。

2. 自立支援と相談体制

随時、障害学生支援委員が学生の相談に応じ、授業等で配慮が行われているか確認を行っている。適切な支援が行えるように、学生や保護者、障害学生支援委員、チューターの三者が相互に連携できる体制を整えるよう努めている。

また、障害のある学生の自立を支援するために、学生のための就職情報誌を定期購読し、就職に関する情報提供や相談支援・留学や奨学金等に関する情報提供や相談支援を行っている。

3. 学内支援者の育成

アクセシビリティリーダー育成協議会に所属し、アクセシビリティリーダー2級オンライン講座の受講を1年に1度開講し、学内支援者の育成を行っている。

※「アクセシビリティリーダー」とは、身体特性や障害の有無、年齢や言語・文化や社会背景の違いといった多様性とその特性をよく理解し、「多様な可能性を開拓する社会の構築」を推進・創造していくために必要な、知識・技術・経験とコーディネート能力を持った人材のことです。

4. 設備の充実

障害のある学生専用の机を設置し、パソコン2台およびロッカーを設置している。また、遠隔要約筆記が可能であるパソコンテイク（支援者用）のノートパソコンも購入している。その他、支援機器として、FM補聴器、ボイスメッセ、簡易スロープ2本、車いす等を整備している。

5. その他

入学式と卒業式に手話通訳者を配置して、学長の式辞や学園歌などの手話通訳を行っている。